



津島市 男女共同参画プラン 2030

津島市

市長挨拶

少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少が進み、情勢は大きく変化しています。こうした社会環境の変化の中、男女共同参画は、国における重要な課題となっており、一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなくその個性と能力を發揮することができる社会形成が必要となってきました。



本市における男女共同参画に対する取組といたしましては、平成14年に「津島市男女共同参画プラン」を策定、以降、5年毎に見直しを行い、平成28年に改訂した「津島市男女共同参画プラン(改訂版)」では、基本目標の一つとして「男女間のあらゆる暴力を根絶しよう」を掲げ、ドメスティック・バイオレンスに対する計画を盛り込んでおります。

今回、「津島市男女共同参画プラン」の計画期間が満了するのにあたり、新たなプランとして「津島市男女共同参画プラン 2030」を策定しました。本プランでは、「あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」を基本理念に施策を推進していきます。また「津島市女性活躍推進計画」を新たに位置づけ、女性がこれからも活躍できるよう取り組んでまいります。

プランに基づき、一人ひとりの能力が十分に発揮され多様な生き方ができる社会の実現を目指し、市民の皆様と一緒に取り組んで参ります。

令和3年3月

津島市長 日 比 一 昭

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の性格	2
4 計画策定の社会的背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国の動き	5
(3) 愛知県の動き	8
(4) 津島市のこれまでの取組	9
第2章 津島市の男女共同参画の状況	10
1 統計資料等からみる男女共同参画の状況	10
(1) 人口・出生数の状況	10
(2) 育児・介護の状況	11
(3) 女性の就業状況	12
(4) 配偶者からの暴力等	13
2 市民意識調査からみる現状	14
(1) 男女平等観について	14
(2) 性別役割分担意識について	15
(3) 女性の働き方について	16
(4) 夫婦の役割分担について	17
(5) 仕事と生活の両立について	18
(6) ドメスティック・バイオレンス（DV）について	19
3 前計画の進捗状況	20
(1) 事業の実施状況・指標の達成状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の基本理念	22
2 計画の基本的視点	22
3 計画の体系	23
4 計画の基本目標・基本施策	24
基本目標Ⅰ 一人ひとりがお互いを認め合おう	24
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる働く場にしよう	26
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会をつくろう	28
基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を根絶しよう	30
第4章 計画の推進	31
1 計画の推進体制	31
(1) 庁内における推進体制	31
(2) 市民、行政、事業所の連携	31
2 数値目標	32
資料編	33

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、人口減少時代に突入し、少子高齢化や核家族化が一層進行し、地方都市の衰退や消滅が危惧されるなど、社会環境が大きく変化しつつあります。こうした社会環境の変化の中、男女共同参画は、国における重要な課題となっており、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することがより重要となっています。

わが国においては、平成 11 年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV*防止法）」、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」が施行され、それぞれの施策に関して基本的な方針を定めています。これらの法律において、施策実施に関する計画の策定が地方公共団体の努力義務として定められていることを受け、本市においては、平成 14 年に初めて「津島市男女共同参画プラン」を策定しました。

本計画は、平成 28 年に改訂した「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間満了を受け、今後も本市における男女共同参画に関する取組を計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間です。国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

< 男女共同参画と SDG s >

平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDG s）」が掲げられました。SDG s は「誰一人、取り残さない」をスローガンに、国と国の間、国の中、男女間など、あらゆる格差と不平等を解消して行くことを根本理念とし、前文においてすべて

の人々の人権を実現し、ジェンダー*平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することをめざすとしています。

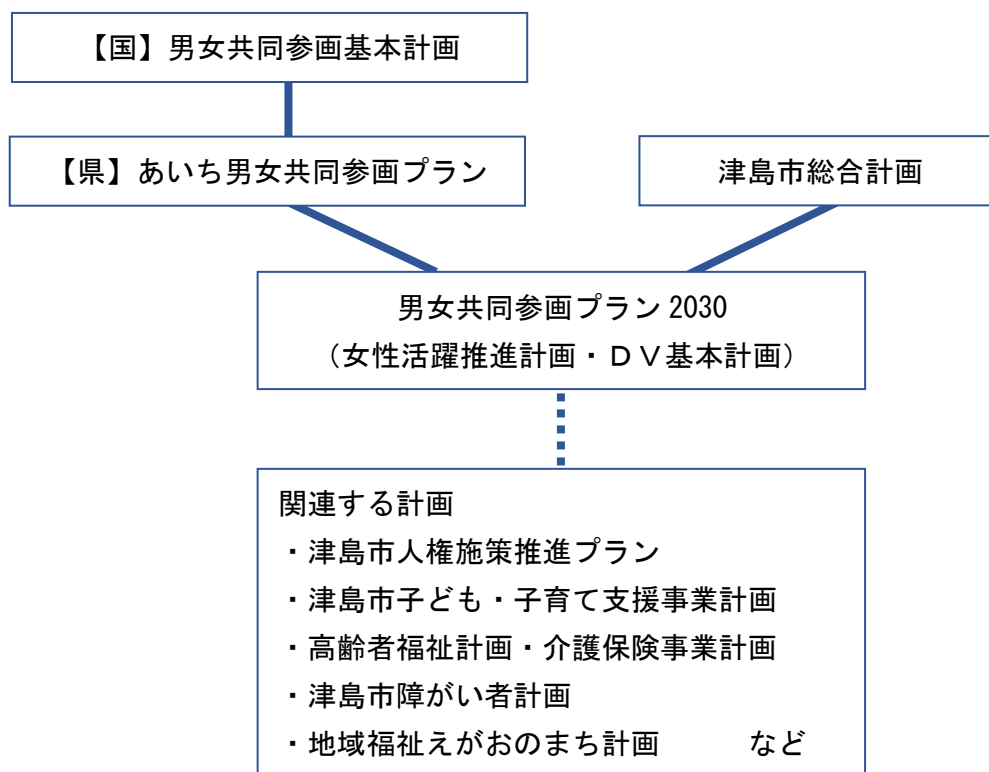
本計画に基づき男女共同参画施策を推進することにより、SDG s の達成をめざします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の性格

本計画は、「津島市総合計画」を上位計画とする分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものです。また、基本目標Ⅱおよび基本目標Ⅲに関する部分を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けるとともに、基本目標Ⅳに関する部分を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置付けます。



4 計画策定の社会的背景

(1) 世界の動き

国際連合が定めた「国際婦人年」以降、世界各地において女性問題をめぐって活発な議論が行われてきました。近年においてもUN Womenの設立やSDGsの採択など、ジェンダー平等に向けて世界規模の取組が行われています。

○国連婦人の地位委員会の設置

昭和21年、国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして「国連婦人の地位委員会」が設置されました。現在は45の委員国によって構成され、日本は昭和33年よりほぼ継続して委員国を務めています。平成24年の第56回委員会では、東日本大震災を受け日本が初めて委員会に提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

○国際婦人年の提唱

昭和50年、国際連合は女性の地位向上をめざして「国際婦人年」を提唱しました。さらに昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」として定め、「平等・開発・平和」のローガンの下、女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等の実現に向けて、国際的規模での第一歩が踏み出されました。最終年となる昭和60年には10年間の成果の検討と評価を行うとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、各国でのさらなる女性の地位向上に向け、継続して取り組んでいくことが決定されました。

○世界女性会議の開催

国際婦人年（昭和50年）、世界初となる国連「世界女性会議」がメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択されました。同年、日本では総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。

以降、第2回を昭和55年にコペンハーゲン、第3回を昭和60年にナイロビ、第4回を平成7年に北京で開催しました。平成12年には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女子差別撤廃条約）の採択

昭和54年の国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和56年に発効、日本は昭和60年に批准しました。この条約の実施に関する進捗状況を検討するために「女子に対する差別の撤廃に関する委員会（女子差別撤廃委員会）」が昭和57年に設置されました。

○UN Womenの設立

平成 23 年、4つの国連組織が統合し新たな国連組織としてUN Women (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) が活動を開始しました。生活のあらゆる場面で女性の平等な参加を後押しし、女性のリーダーシップと参画、女性に対する暴力の廃絶、平和・安全保障のあらゆる局面での女性の関与、女性の経済的エンパワーメント、国家の開発計画と予算へのジェンダー平等の反映、といった5つの活動領域に優先的な取組を行っています。

○持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)の採択

平成 27 年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の持続可能な開発目標の一つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。採択後初めてのサミットとなった平成28年の「G7伊勢志摩サミット」では、女性の活躍推進が強く発信され、「女性の能力開花のためのG7行動指針：持続可能、包摂的、並びに、公平な成長及び平和のために」が採択されました。

(2) 国の動き

日本では、「国連婦人の10年」が終わる昭和60年に女子差別撤廃条約を批准し、翌年より「男女雇用機会均等法」を施行するなど、世界の動きにあわせさまざまな法整備を行ってきました。近年では、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス*といった観点が重要視されています。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の施行

昭和61年、男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置の推進を目的として「男女雇用機会均等法」が施行されました。

平成19年には、差別禁止規定の強化などが盛り込まれた改正法施行。近年の改正では、平成29年より妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、令和2年にはセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*の防止対策の強化が定められています。

○男女共同参画社会基本法の施行、男女共同参画基本計画の策定

平成6年、内閣に「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8年には男女共同参画社会*の形成に向け「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。さらに、平成11年に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が施行。翌平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会にとっての最重要課題であることが位置づけられました。

基本計画は以降、平成17年に現行の計画に基づく取組を評価・検証し、新たな計画策定の必要性から「男女共同参画基本計画（第2次）」策定。平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、その第8分野にはじめて「障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題*等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。」と課題が明示されました。平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野における女性の活躍、安心・安全な暮らしの実現等の視点が改めて強調されています。

○DV防止法の施行

平成13年、配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護救済を目的とした「DV防止法」が施行されました。以降、保護対象の拡大等、改正を重ねています。

平成20年に施行された改正法では、保護命令制度の拡充や市町村基本計画策定の努力義務等が盛り込まれました。令和2年4月より施行された改正法では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所が関係機関として法文上明確にされ、配偶者暴力相談支援センターとの相互連携が定められました。

○次世代育成支援対策推進法の施行

平成 15 年、急激な少子化の進行が深刻な社会問題となる中、その要因となる状況を改善し、子育てにおける多様なニーズに対応できる環境の整備などを規定した「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

平成 27 年までの時限立法でしたが、平成 26 年の改正により令和 7 年まで延長されています。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の策定

平成 19 年、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和実現に向けた取組が進められることとなりました。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正

平成 4 年に施行された「育児休業法」が、平成 7 年に「育児・介護休業法」に改正され、以降改正を重ねています。

平成 22 年、子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、介護のための短期の休暇制度の創設を主な内容とした改正法が施行。平成 29 年施行の改正法では、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や、育児・介護休業制度等の周知、育児目的の休暇制度を設ける努力義務が創設されました。令和 3 年 1 月には、子の看護休暇、介護休暇を時間単位で取得できるようになる改正法が施行されました。

○女性活躍推進法の施行

平成 27 年、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性活躍推進法」が施行され、事業主の行動計画策定が義務付けられました。

令和元年 5 月には同法が一部改正され、行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、優良企業の認定制度としてより水準の高い特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設について定められました。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成 30 年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則とし、政党その他の政治団体の努力等を定めています。

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）の施行

平成30年7月より「働き方改革関連法」が順次施行され、長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まり、企業のワーク・ライフ・バランスを推進しています。

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）の施行

令和2年4月、パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」（平成5年施行）に有期雇用労働者を法対象に含んだ「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、通常の労働者との均等待遇の確保を推進することをめざしています。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、国の動きにあわせ「男女共同参画基本計画」や「DV基本計画」を策定し、施策推進に取り組んできました。

○男女共同参画基本計画の策定

愛知県では、女性の地位向上と福祉の増進をめざし、平成元年に「あいち女性プラン」、平成9年に「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。平成13年には、男女共同参画社会基本法（平成11年施行）に基づき、愛知県の男女共同参画に関する初めての法定計画として「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定、翌平成14年には「愛知県男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を展開してきました。

その後、基本計画は平成18年に改定され、新たに取り組むべき施策や数値目標の拡大、女性のチャレンジ支援事業など、男女共同参画社会の実現に向けて取組が推進されました。平成23年には「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

平成28年3月に策定された「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」では、国の動きと合わせて、重点目標に「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を掲げ、男性中心型労働慣行※の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進することとしているほか、具体的な取組の方向として初めて性的少数者への理解促進について言及しています。

○愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV基本計画）の策定

DV防止法（平成13年施行）に基づき、平成17年に「DV基本計画」が策定され、以降5年ごとに改定され、DV施策が推進されてきました。

平成30年に策定されたDV基本計画（4次）では、DVの防止から相談・保護、被害者の自立支援まで切れ目ない支援を体系化し、愛知県のDV防止対策の今後5年間の取組を示しており、相談体制の充実を図るとともに、若年層への教育・啓発や子どもの心のケア等に重点的に取り組んでいくこととしています。

(4) 津島市のこれまでの取組

本市では、総合計画の重要な柱の一つとして男女共同参画を位置付けるとともに、「男女共同参画プラン」および「人権施策推進プラン」を策定し、施策を推進してきました。

○津島市総合計画の策定

平成13年に策定した「津島市第3次総合計画」において「男女共同参画」を市政の重要な柱として位置づけました。平成23年に策定した「津島市第4次総合計画」では、人権を尊重するまちづくりの中で男女共同参画社会の推進を掲げ、男女平等の意識づくりを行うこととしています。

○津島市男女共同参画プランの策定

平成14年に「津島市男女共同参画プラン」を策定、平成15年にプランの進捗状況などを点検・評価するため市民・団体・事業者等から構成される「津島市男女共同参画プラン推進協議会」を設置しました。以降、平成19年、平成23年にプランの見直しを行い、平成28年に改訂した「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」では、基本目標の一つとして「男女間のあらゆる暴力を根絶しよう」が掲げられ、津島市DV基本計画を兼ねる計画として策定しました。令和3年に本計画「津島市男女共同参画プラン2030」を策定します。

○津島市人権施策推進プランの策定

平成12年、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため「津島市人権施策推進本部」を設置しました。平成16年に「人権施策推進プラン」を策定、平成23年にプランの見直しを行いました。平成28年に改訂した「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」においては、重要課題の一つとして「女性」を掲げ、男女平等意識の高揚、女性に対する暴力の根絶、女性の参画促進、男女が働きやすい環境づくり、人権侵害に対する相談・支援体制の充実を施策の方向として位置付けました。令和3年には「津島市人権施策推進プラン2030」を策定します。

○津島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定

女性活躍推進法に基づき、平成28年に「津島市特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の評価・登用および仕事と家庭の両立について、行政職の管理的地位にある職員に占める女性割合や育児休業を取得する男性職員の割合等の数値目標を定めています。

○市民意識調査の実施

本計画や津島市人権施策推進プランの策定にあたり、市民の男女共同参画および人権に関する意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成17年）、「津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21年、平成26年、令和元年）を実施しました。

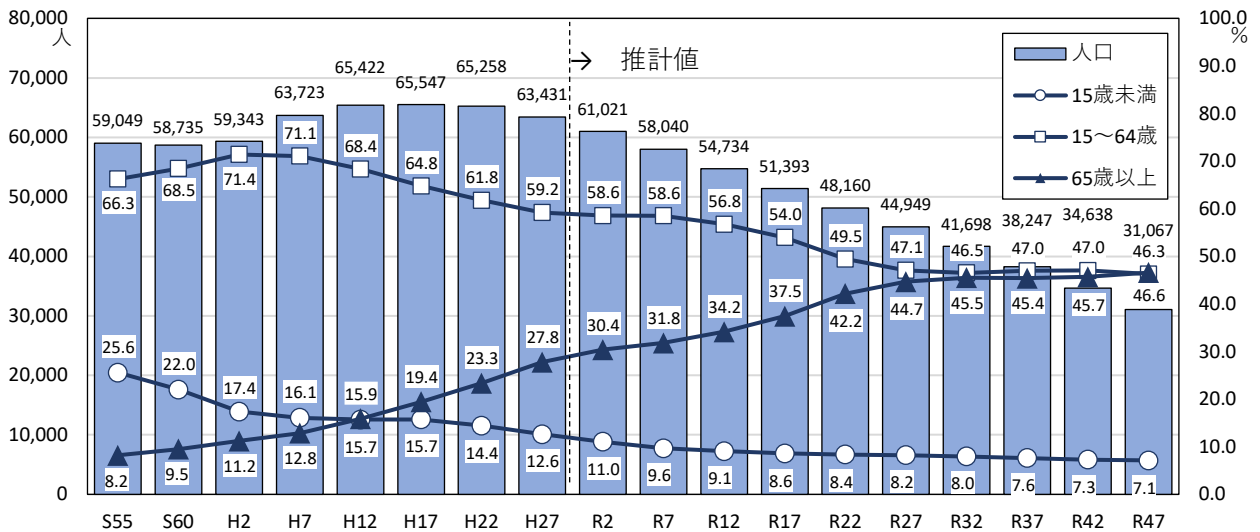
第2章 津島市の男女共同参画の状況

1 統計資料等からみる男女共同参画の状況

(1) 人口・出生数の状況

平成27年の国勢調査によると、本市の総人口は63,431人となっています。今後の人口推計を含めて経年的にみると、本市の人口は平成17年をピークに減少しており、令和32年には、生産年齢人口割合（15～64歳）と高齢者割合（65歳以上）がほぼ同じ割合になることが見込まれます。

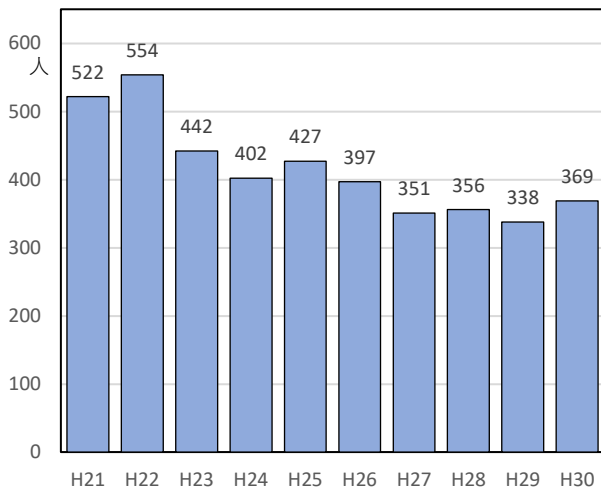
人口・年齢3区分別人口の推計（津島市）



資料：国勢調査（推計値は国立社会保障・人口問題研究所）

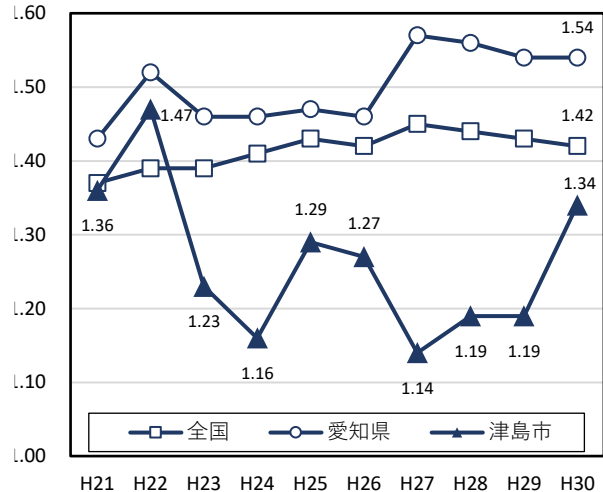
本市の出生数は、平成30年は369人です。平成21年から経年比較すると減少傾向にあり、10年間を比較すると約3割減少しています。また、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率※は、平成30年は1.34と近年では高い値となったものの、愛知県や全国と比較すると依然として低い値となっています。

出生数の推移（津島市）



資料：人口動態調査

合計特殊出生率の推移（津島市）



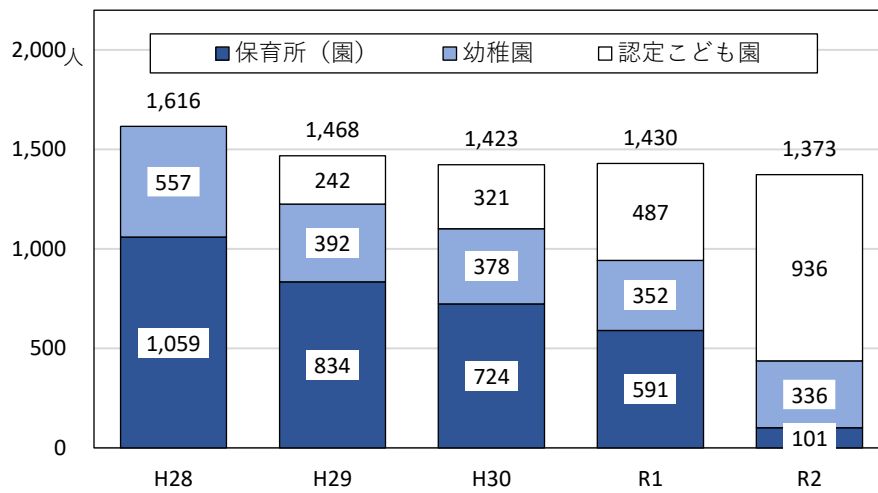
資料：人口動態調査ほか

(2) 育児・介護の状況

本市の幼稚園、保育園等の園児数は、令和2年は合計1,373人であり、平成28年以降減少傾向となっています。平成29年より、教育・保育を一体的に行う認定こども園が整備され、令和2年時点で10の認定こども園が開設しています。

介護保険における要支援、要介護認定者数は、平成30年度で2,923人であり、平成26年度からの推移は増加傾向となっています。介護サービスの受給者数は平成30年度で29,017人であり、近年は減少しています。グループホーム等の地域密着型サービスに関しては平成28年度以降、2,000人以上の利用があります。

園児数の推移



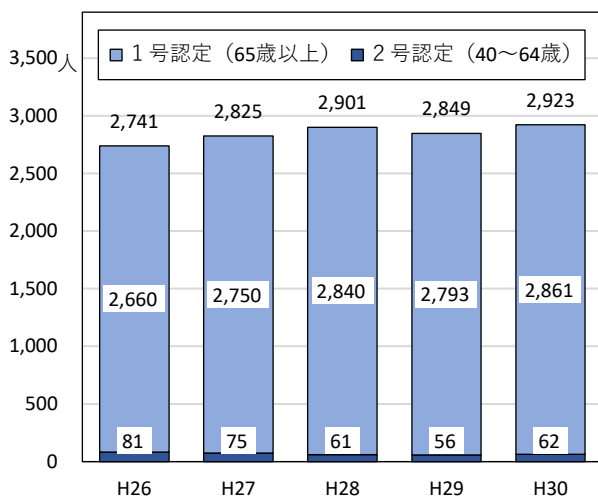
資料：津島市子育て支援課（各年5月1日時点）

園数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
保育所(園)	11	10	9	8	2
幼稚園※	6	5	5	5	5
認定こども園	-	2	3	4	10

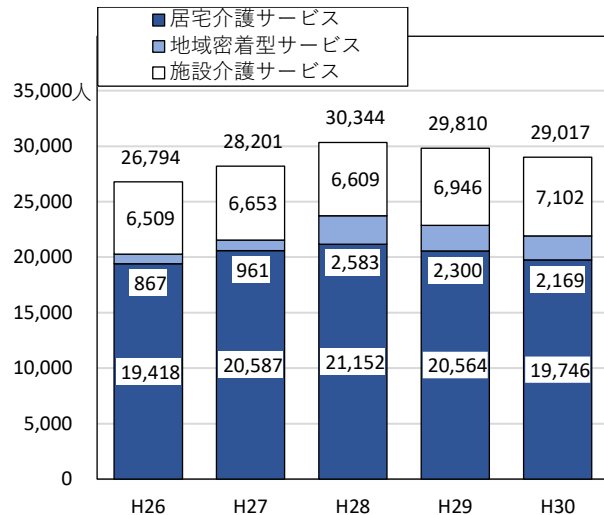
※平成23年より休園中の幼稚園を含む 資料：津島市子育て支援課

要支援、要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（年度末現在）

介護サービス受給者数（年度累計）



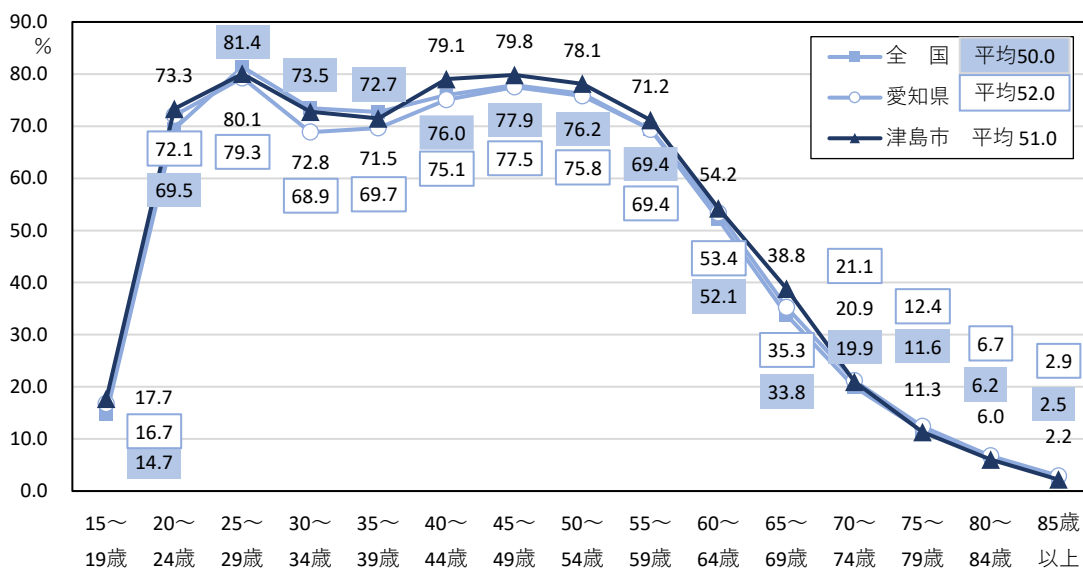
資料：介護保険事業状況報告（各年3月サービス分から翌年2月サービス分まで）

(3) 女性の就業状況

本市における女性の労働力率の平均は平成 27 年で 51.0%と、全国、愛知県並みの数値であり、国が女性活躍の状況をはかる目安として定めている 50%を上回っています。

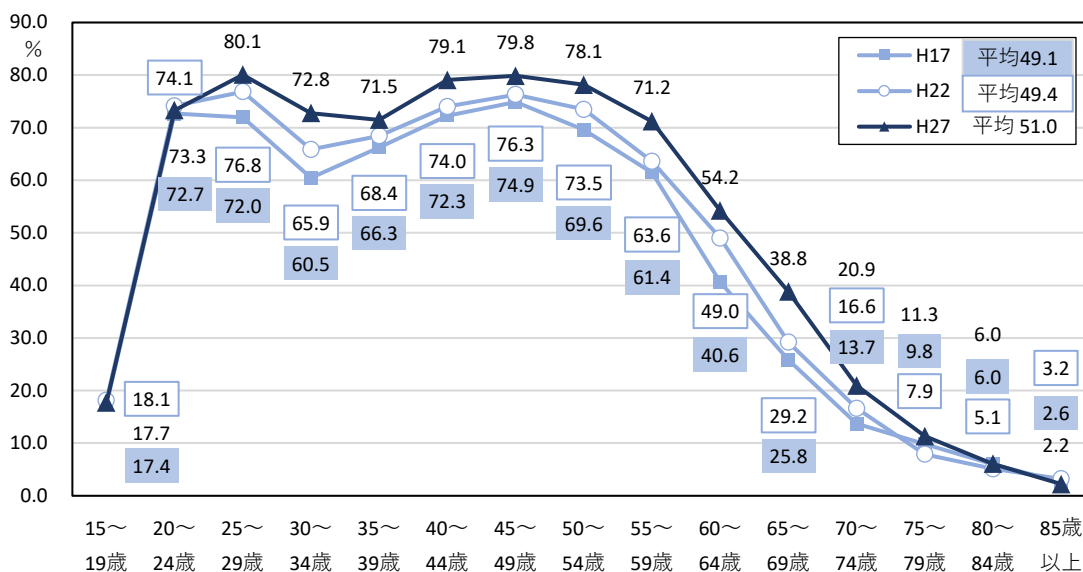
年齢階級別にみると、20 歳代後半から 30 歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇し、50 歳代以降減少するいわゆる M 字カーブ*を描いています。経年比較すると、M 字カーブの谷は徐々に浅くなるとともに、M 字の底となる年齢階級が 30 歳代の前半から後半に移行しており、晩婚化や非婚化の影響がうかがえます。平成 22 年と比較して特に労働力率が上がった年齢では、60 歳代後半で 9.6 ポイント、50 歳代後半で 7.6 ポイント、30 歳代前半が 6.9 ポイント上昇しており、子育て期や定年前後の働く女性が増えてきていることが分かります。

女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査（平成27年）

女性の年齢別労働力率の推移（津島市）

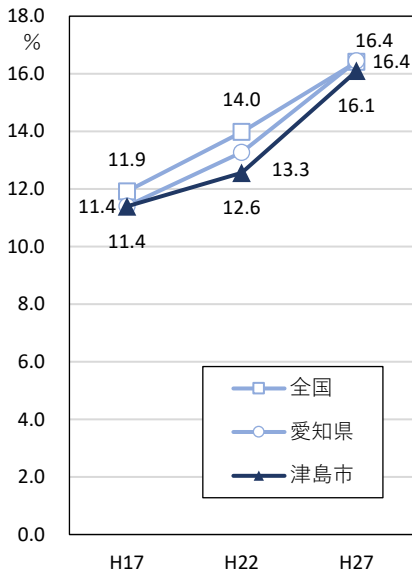


資料：国勢調査

女性の管理的職業への従事者割合は平成27年で16.1%であり、全国、愛知県の傾向と同じく上昇しています。国が女性活躍の状況をはかる目安として定めている15%を越える数値であり、女性の管理的職業従事者割合は高い傾向であると言えます。

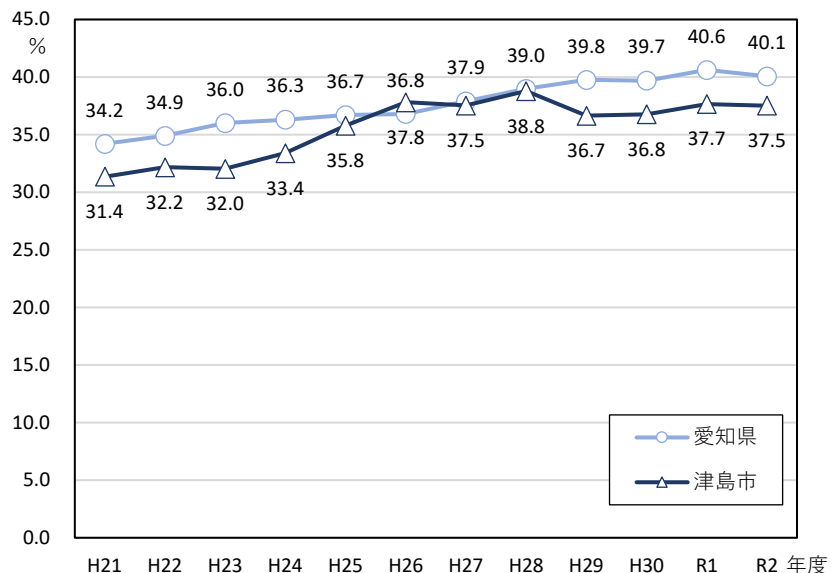
また、本市の審議会等委員への女性登用率は、令和2年度は37.5%です。平成28年までは緩やかな上昇傾向が見られましたが、近年は横ばいの状態です。

女性の管理的職業従事者割合



資料：国勢調査

審議会等委員への女性の登用率の推移

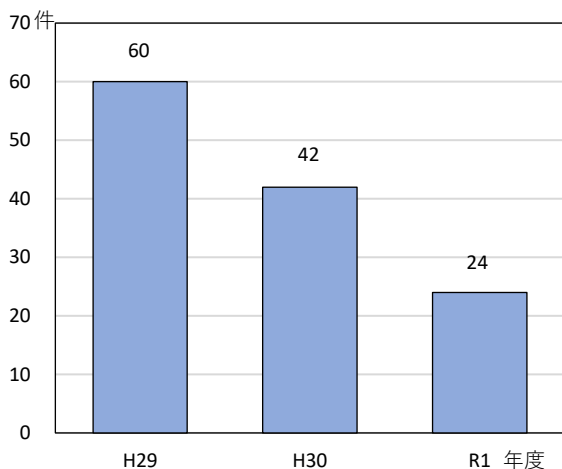


資料：津島市、愛知県男女共同参画推進課

(4) 配偶者からの暴力等

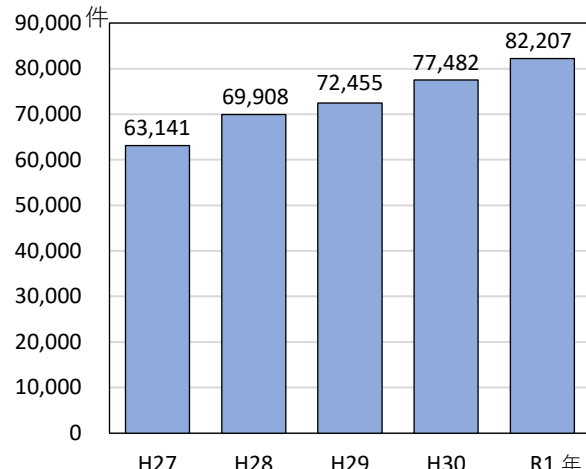
本市における配偶者からの暴力等の相談件数は令和元年度で24件であり、近年は減少しています。全国的には配偶者からの暴力事案等の認知件数は増加しており、令和元年では82,207件となっています。

DV相談件数（津島市）



資料：津島市人権推進課

DV等相談件数（全国）



資料：警察庁

2 市民意識調査からみる現状

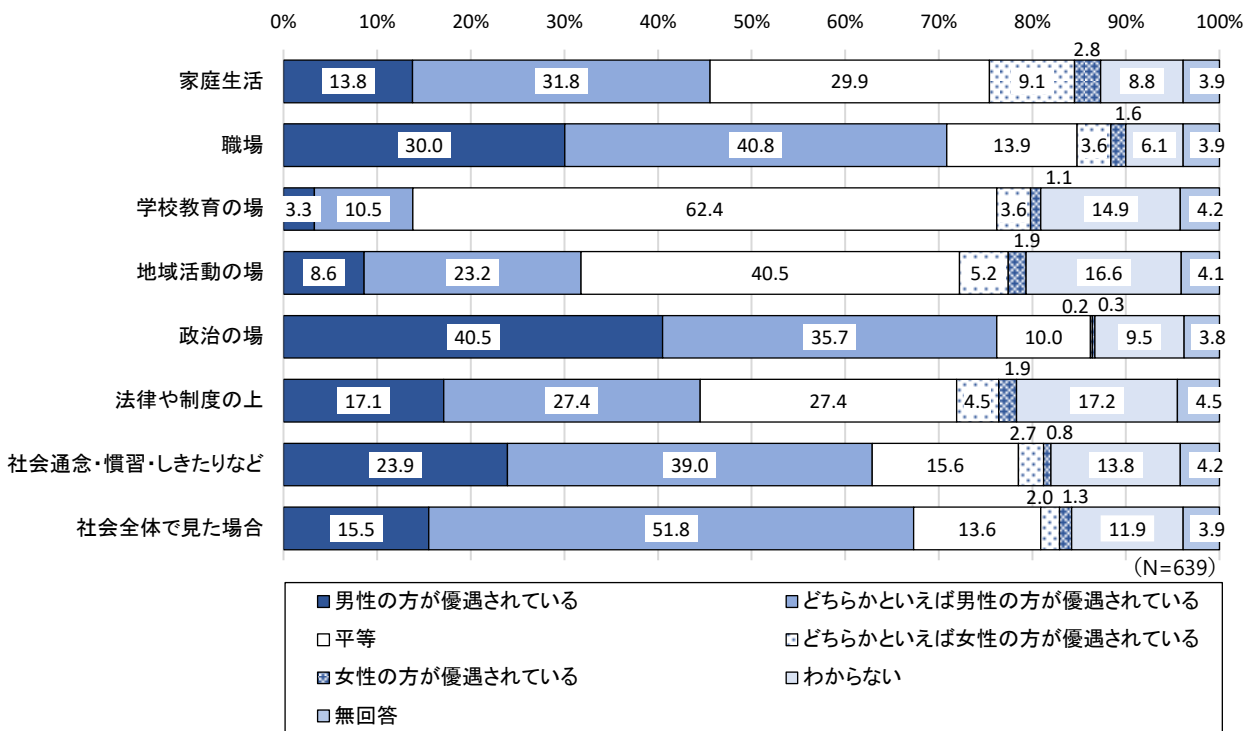
資料：人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和元年度）

（1）男女平等観について

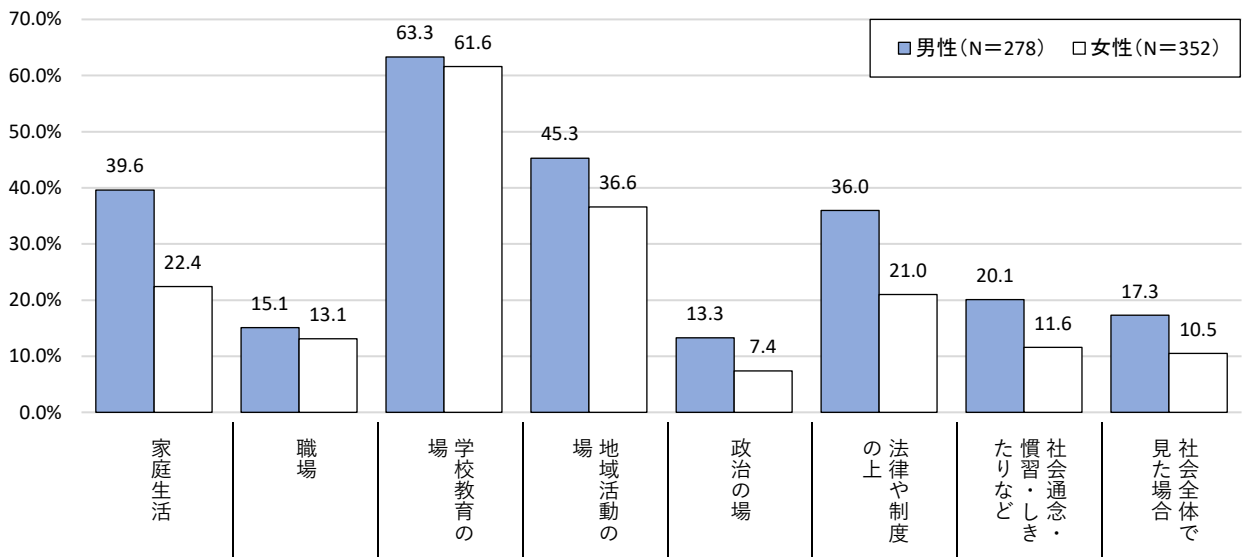
身近な場面での男女の地位の平等観をみると、学校教育の場、地域活動の場では「平等」が最も高く、それ以外の項目では、どちらかといえば含む「男性の方が優遇されている」の比率が高くなっています。

「平等」と感じている人の割合をみると、「家庭生活」「法律や制度の上」において男女の意識の差が大きくなっています。

あなたは、今からあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



「平等」と感じている人の割合

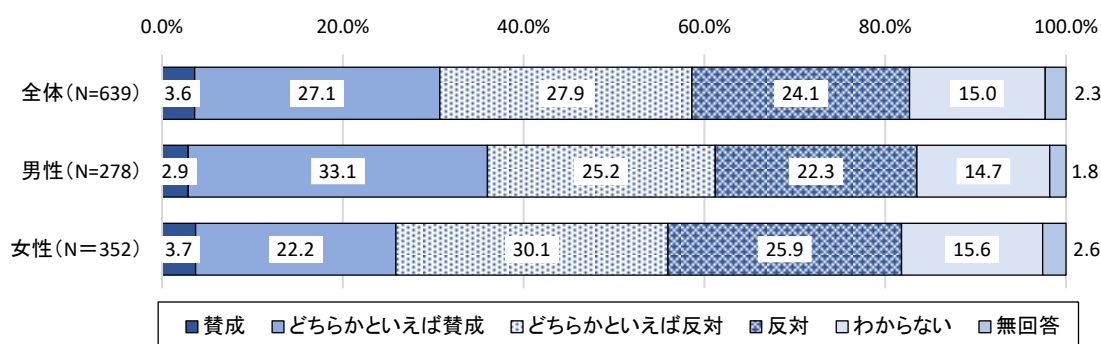


(2) 性別役割分担意識について

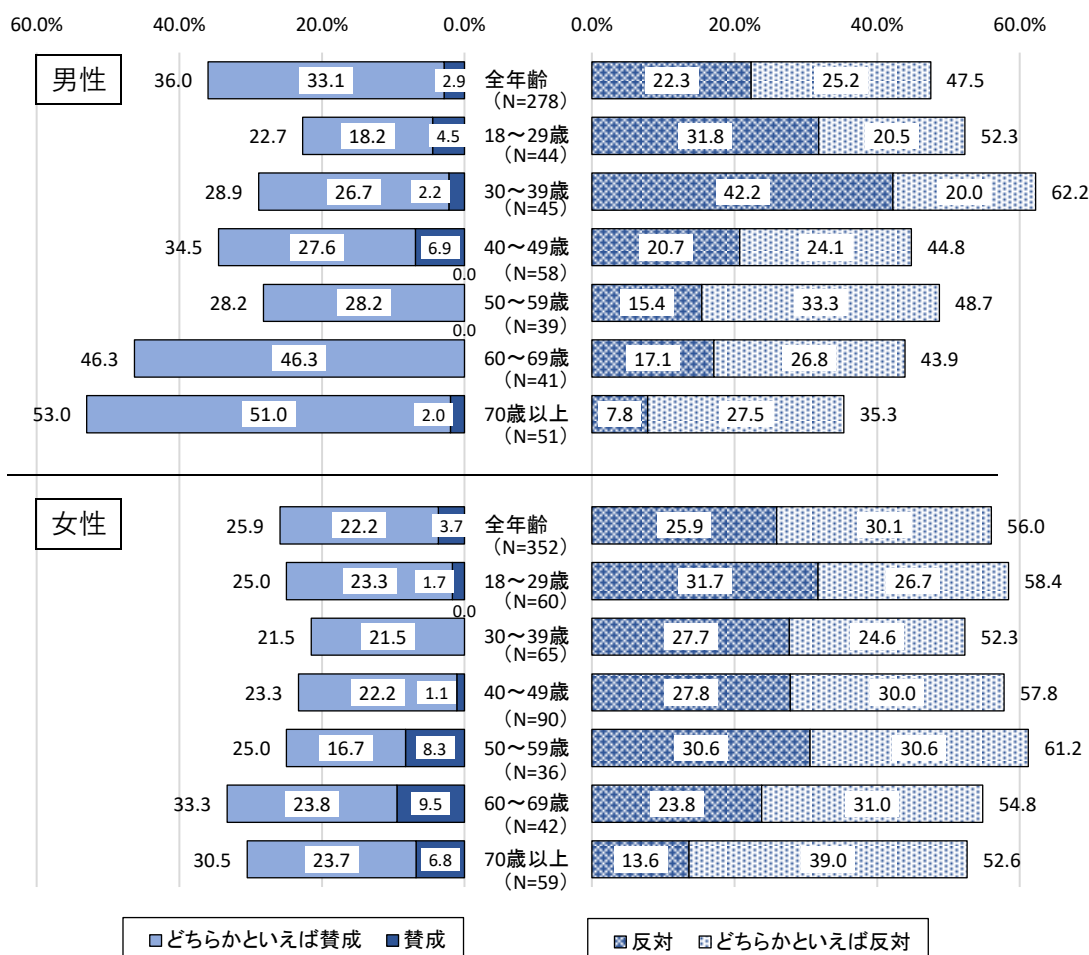
性別役割分担意識*を図る指標として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否の割合を見ると、どちらかといえば含む「反対」(52.0%)は「賛成」(30.7%)を上回っています。どちらかといえば含む「賛成」は、男性(36.0%)の方が女性(25.9%)より10.1ポイント高く、男女の意識の差が大きくなっています。

どちらかといえば含む「賛成」「反対」の割合を年齢階級別にみると、多くの年齢階級において「反対」が「賛成」を上回っていますが、男性の60歳代以上においては「賛成」が「反対」を上回っており、性別役割分担意識が根付いていることが分かります。

あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どう思いますか。

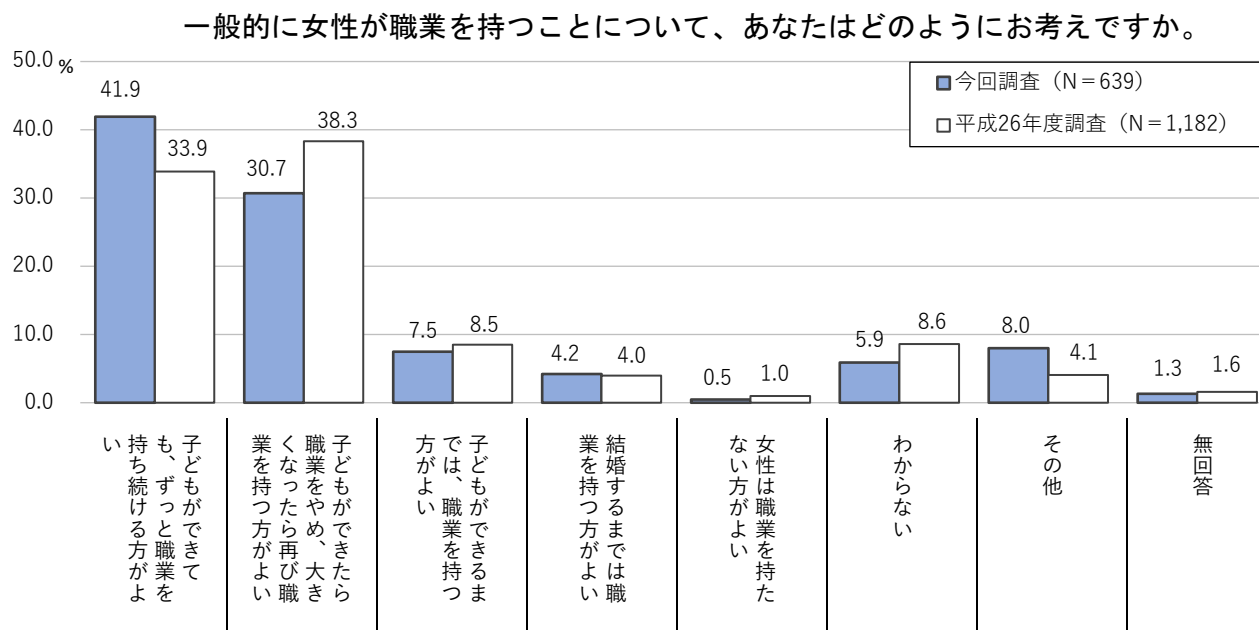


どちらかといえば含む「賛成」「反対」の割合

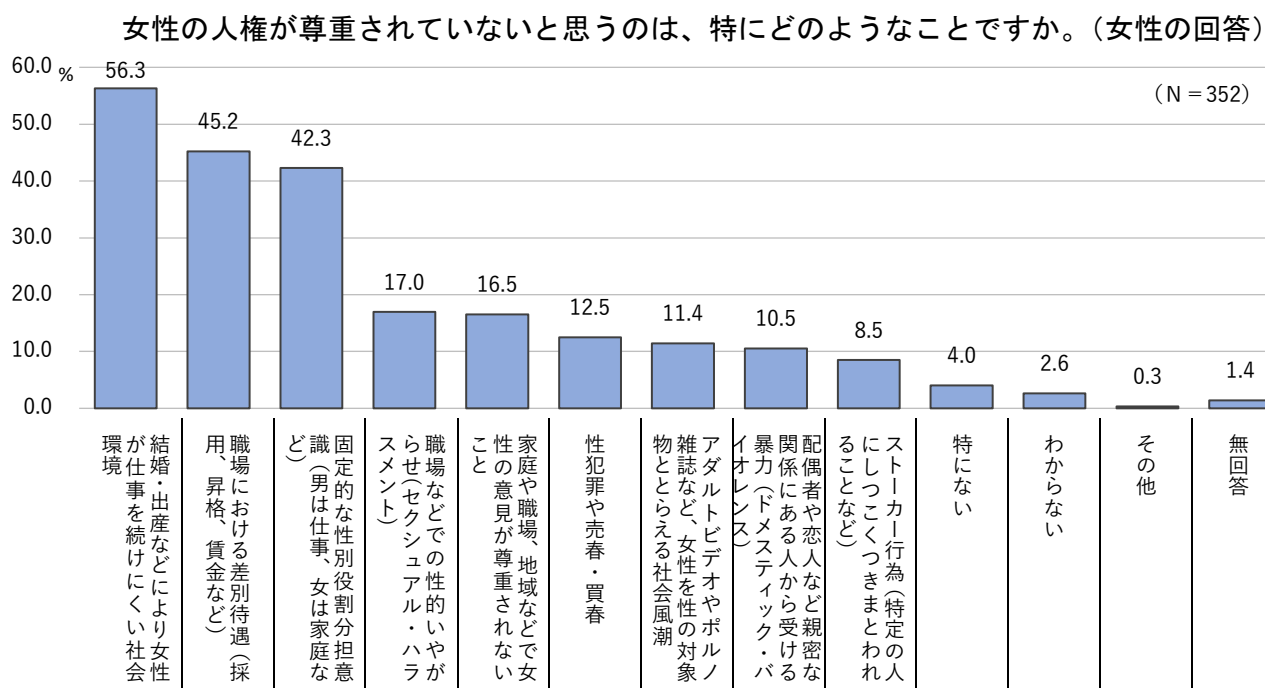


(3) 女性の働き方について

女性が職業を持つことについての考えとしては、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」(41.9%)、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(30.7%)の順に高くなっており、平成26年度調査と比較して上位2項目が入れ替わっています。「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」については、女性の46.9%、男性の36.7%が選択しており、特に女性の継続型就労への支持が高まっていることが分かります。



女性の人権が尊重されていないと思うことについて女性の回答をみると、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」(56.3%)、「職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)」(45.2%)、「固定的な性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭など)」(42.3%)の順に高くなっており、職場環境や性別役割分担意識についての項目が上位に上がっています。

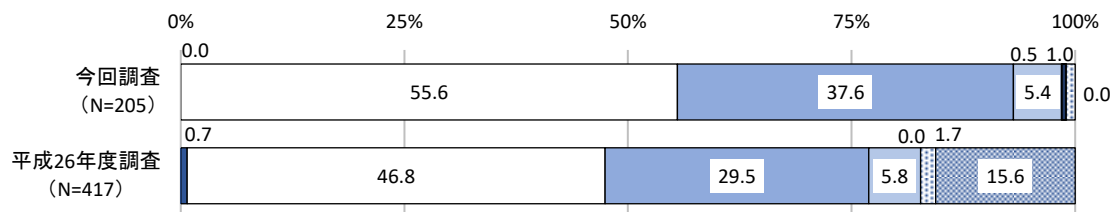


(4) 夫婦の役割分担について

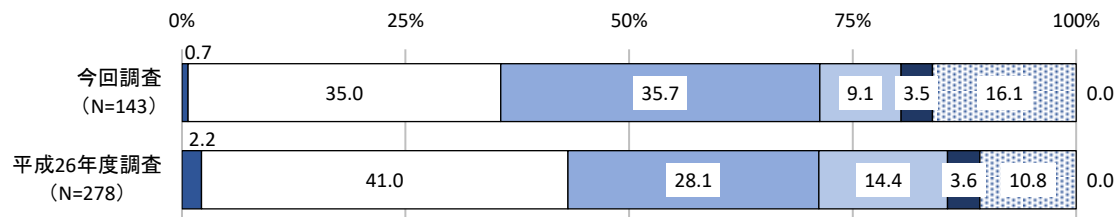
家庭内での「育児、子どもの世話」「高齢者や病人の介護・世話」「自治会・町内会活動」の役割分担について、平成26年度調査と比較するといずれも「夫婦が協力して同じ程度」の割合は増加しています。しかし、特に「育児、子どもの世話」については依然として「主に妻」の割合が高くなっています。また、「育児、子どもの世話」「高齢者や病人の介護・世話」について、女性の人権問題を重要と考えている人^{※1}の「主に妻」の回答割合は、その他の人^{※2}の回答と比較して高い数値となっており、女性の人権を考える上で育児・介護の役割分担が重要な課題となっていることが分かります。

あなたは、次にあげる家庭におけることは、主にだれの役割ですか。

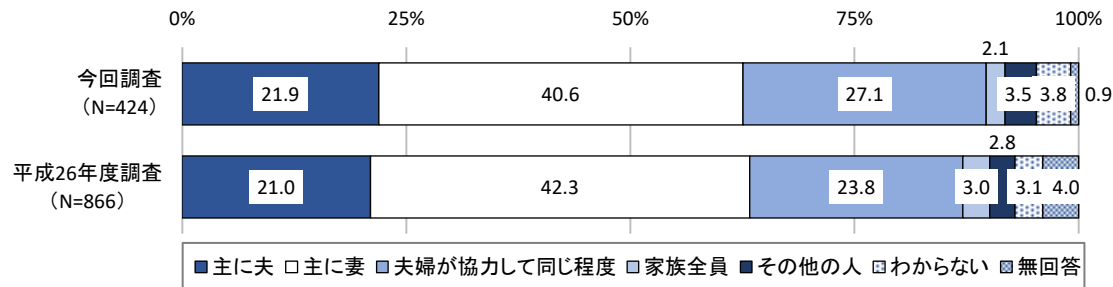
<育児、子どもの世話>



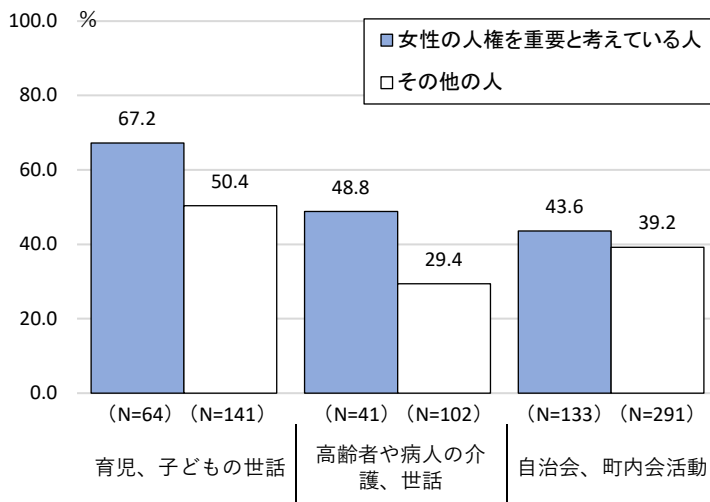
<高齢者や病人の介護・世話>



<自治会・町内会活動>



「主に妻」の割合



※1 女性の人権問題を重要と考えている人
…「人権にかかわる問題として、重要な問題はどれだと思いますか。(3つまで選択可)」という設問で、14の選択肢の中から「女性の人権」を選択した人。639人中193人が「女性の人権」を選択している。

※2 その他の人
…上記の設問で「女性の人権」を選択しなかった人。

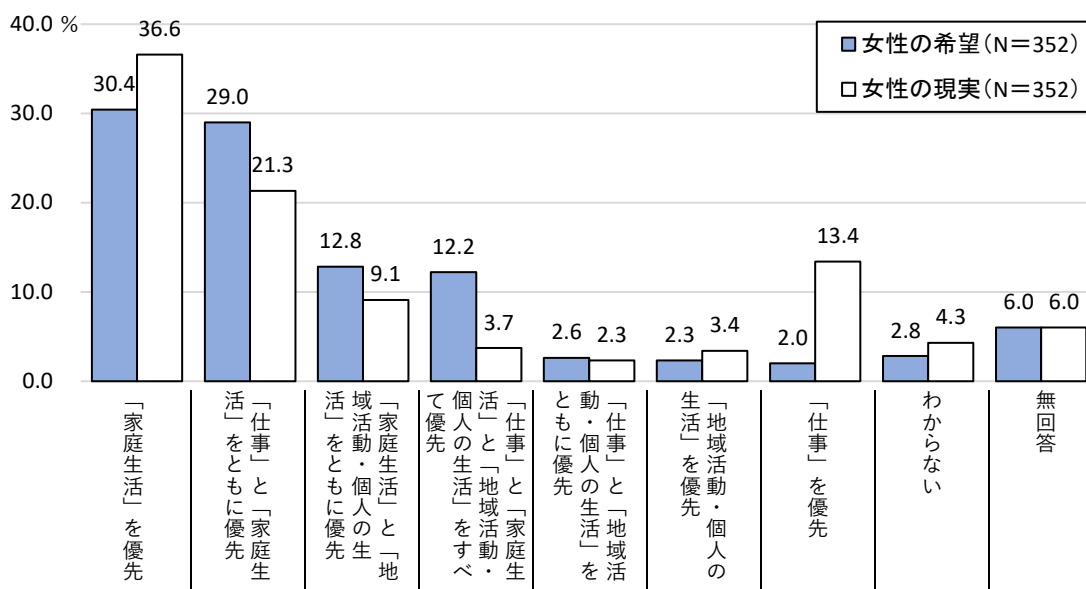
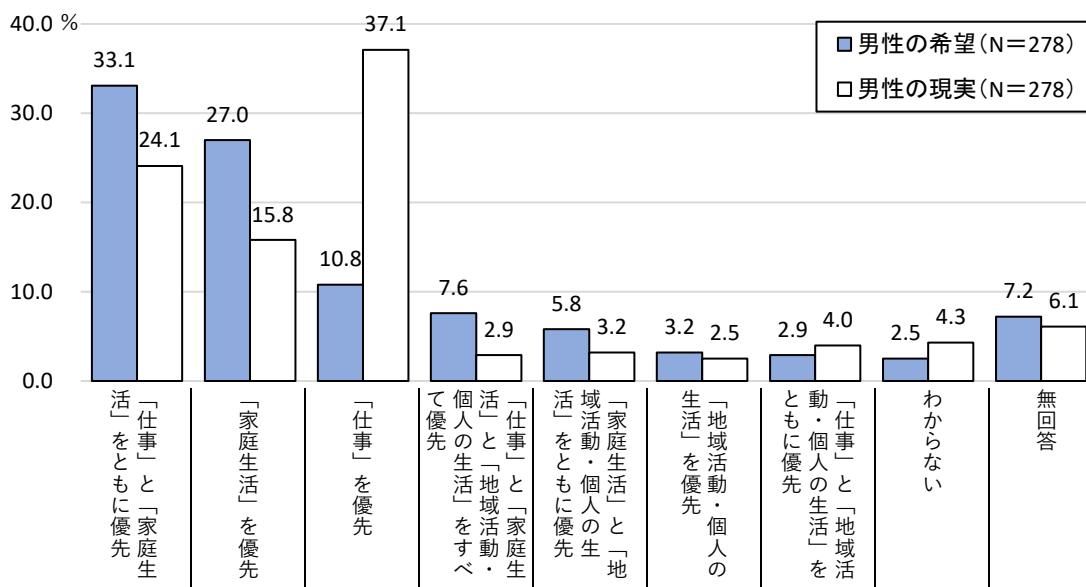
(5) 仕事と生活の両立について

「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活」の何を優先するかについて、希望と現実を比較すると、男性の場合は、希望は「仕事と家庭生活をともに優先したい」(33.1%)、「家庭生活を優先したい」(27.0%)の順に高くなっていますが、現実には「仕事を優先している」(37.1%)が最も高く、「仕事と家庭生活をともに優先している」(24.1%)、「家庭生活を優先している」(15.8%)の割合はいずれも希望より低くなっています。女性の場合は、希望、現実ともに「家庭生活を優先」、「仕事と家庭生活をともに優先」の順で高くなっています。

男女とも「仕事と家庭生活をともに優先」、「家庭生活を優先」を希望する人が多く、「仕事を優先」については希望より現実が高くなっています。

あなたは、生活の中で仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活で何を優先しますか。

- ・あなたの希望にもっとも近いものはどれですか。
- ・あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。

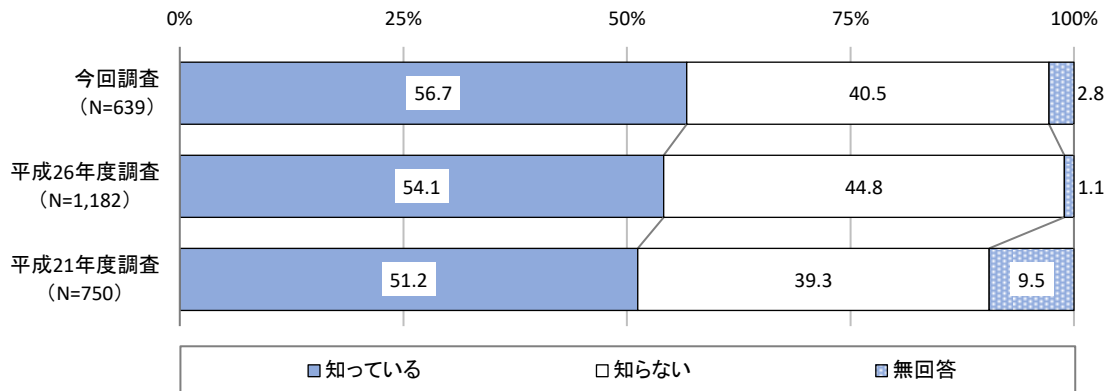


(6) ドメスティック・バイオレンス (DV) について

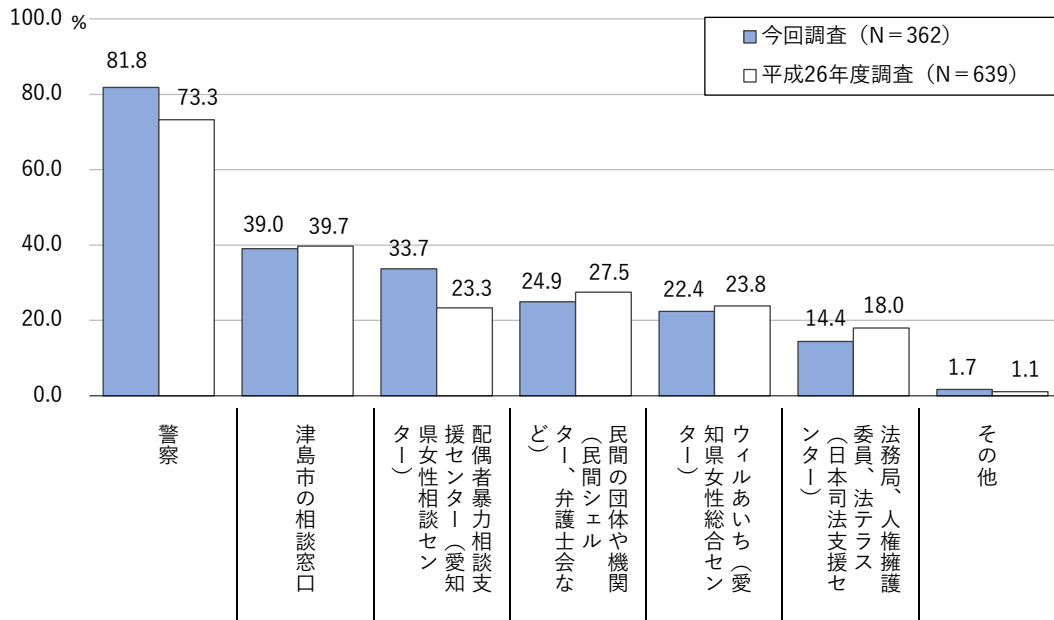
DVの相談窓口の認知度は、「知っている」が56.7%であり、過去調査と比較すると認知度は高まってきています。

「知っている」の内訳をみると、「警察」(81.8%)が特に高く、次いで「津島市の相談窓口」(39.0%)、「配偶者暴力相談支援センター」(33.7%)となっています。「津島市の相談窓口」の認知度は、回答者全体の22.1%に相当します。

あなたは、DVについて相談できる窓口があることを知っていますか。



相談できる窓口についてどのようなところを知っていますか。



3 前計画の進捗状況

(1) 事業の実施状況・指標の達成状況

男女共同参画の計画を実効性のあるものとするためには、実施した施策の成果や達成状況を数値により示すことが重要です。前計画である「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」（平成28年）では、男女共同参画社会の実現に向け、特に課題となっている事項について、目標となる数値を設定しています。令和2年度、新たに目標値を達成した項目は1つ、未達成ではあるが平成26年度実績値から改善がみられる項目は8つでした。

【評価…○：達成、△：未達ではあるが改善、×：後退】

基本目標	項目	実績値 ※3			目標値	評価
		H21 年度	H26 年度	R2 年度	R2 年度	H26～R2
Ⅰ 男女平等意識を高めよう	社会全体で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査）	15.1%	10.2%	13.6%	30%	△
	男女共同参画社会基本法を見聞きしたことのある人の割合を増やす（市民意識調査）	33.2%	53.8%	62.6%	60%	○
Ⅱ あらゆる分野への参画を促そう	女性のいない審議会等をなくす	6	3	4	0	×
	審議会等における女性委員の割合を増やす	31.4%	37.8%	37.5%	40%	×
	地域で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査）	38.4%	35.6%	40.5%	50%	△
	地域参加における男性ボランティアの割合を増やす	12.8%	17%	14%	20%	×
Ⅲ 働きやすい環境をつくろう	職場で男女の地位は「平等」になっていると思う割合を増やす（市民意識調査）	11.6%	10.7%	13.9%	20%	△
	延長保育実施園数	8 か所	11 か所	12 か所	11 か所 (H27 年度)	○
	病児保育・病後児保育実施園数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所 (H27 年度)	○
	特定地域型保育事業数	0	0	1 か所	3 か所	△
Ⅳ 健康で充実した生活を送ろう	健康と感じている市民の割合を増やす	69.6%	67.9%	68.7%	75%	△
	津島市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の割合を増やす	28.8%	37.7%	39.6%	80%	△
Ⅴ 男女間のあらゆる暴力を根絶しよう	DV防止法には被害者を発見した時は通報する義務があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査）	28.4%	31.8%	33.2%	40%	△
	DVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査）	51.2%	54.1%	56.7%	65%	△

※3 実績値は、それぞれ計画策定時点での直近の実績を原則記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

このプランの目標は、人権尊重の考え方に基づき、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、個性と能力を十分に発揮して自分らしくいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」を実現することです。本計画は以下を基本理念に掲げ、男女共同参画を推進します。

**あらゆる分野への男女共同参画が促進され、
一人ひとりが自分らしく活躍できるまち**

2 計画の基本的視点

社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、このプランの推進にあたっては、以下の基本的視点を位置づけます。前計画において基本的視点に定めた「ワーク・ライフ・バランス」「ポジティブアクション※」「男女間における暴力の根絶」はそれぞれ施策の一つとして扱うこととします。

(1) ジェンダー平等の実現

「ジェンダー」とは、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」から成る性別のことをいいます。労働市場における賃金格差や女性への暴力など、女性の受ける差別や暴力は世界的な問題であり、ジェンダー平等の実現は世界的な課題の一つです。すべての人が平等に暮らせる社会をめざし、男女間のさまざまな不平等や女性への差別、暴力の解決に向け計画を推進します。

(2) エンパワーメントの促進

「エンパワーメント」とは、個人や集団が力を付けて自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことです。女性が政治的、経済的、社会的及び文化的に力を付け、自分らしく、自らの意思であらゆる社会生活の分野で積極的に参画することで、社会的能力を一層高めて活躍できるようになります。女性のエンパワーメントの促進に向け、支援体制の強化を図ります。

(3) パートナーシップの構築

「パートナーシップ」とは、2人以上の人が対等な立場で能力を発揮し合うことです。男女共同参画社会の形成のためには、女性、男性のみならず、市民と行政・企業・NPOなど、すべての人々や団体が対等なパートナーとして尊重し合い、連携・協力していく環境づくりを進めます。

3 計画の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、基本目標と施策の方向性を以下の通り体系づけます。

基本理念	基本目標	基本施策・施策の方向性
あらゆる分野への男女共同参画が促進され、一人ひとりが自分らしく活躍できるまち	I 一人ひとりがお互いを認め合おう	1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進 ①人権を尊重する意識の醸成 ②男女共同参画意識の醸成 2 男女平等教育の推進 ①子どもに対する男女平等教育の推進 ②保護者、教職員等に対する男女平等教育の推進
	II 誰もが活躍できる働く場にしよう 津島市女性活躍推進計画	1 雇用機会と待遇の均等確保 ①人材育成・再就職の支援 ②働きやすい職場環境の整備 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 ①子育て支援・介護サービスの充実 ②男女がともに家庭生活に関われる環境の整備
	III 安心して暮らせる社会をつくろう 津島市女性活躍推進計画	1 地域活動における男女共同参画の推進 ①地域活動への参画促進 ②政策・方針決定過程における女性の参画促進 ③男女共同参画の視点からの災害対応の推進 2 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり ①生涯を通じたこころとからだの健康の保持増進 ②妊娠期から子育て期までの支援 ③生涯学習等の活動促進 3 すべての人が安心して暮らすための環境整備 ①すべての人が安心して暮らせるまちづくり ②さまざまな困難を抱える人への支援の充実
	IV 男女間のあらゆる暴力を根絶しよう 津島市DV基本計画	1 男女間における暴力の根絶 ①暴力の根絶に向けた基盤づくり ②被害者への適切な支援の実施

4 計画の基本目標・基本施策

本市におけるこれまでの取組や課題を踏まえ、基本目標及び基本施策を以下のように定めます。

基本目標Ⅰ 一人ひとりがお互いを認め合おう

私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。

本市では、津島市人権施策推進本部を設置し人権および男女共同参画に関する施策を推進するとともに、広報紙や講座等による男女共同参画に向けた意識づくりや、性別に捉われず一人ひとりを尊重する学校教育の推進を行ってきました。

市民意識調査によると、学校教育の場においては男女平等観が高く保たれている一方、家庭生活、職場等における男女平等観は依然として「男性優遇」の割合が高く、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識についても人々の意識の中にいまだ根強く残っており、それらの男女間の意識の差も課題となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いを尊重し認めあう意識を醸成していくことが必要です。そのため、男女共同参画や人権に対する意識づくりを男性や高齢世代を中心に取り組むとともに、次代を担う子どもや若者に対し一人ひとりの個性・能力を高める教育を行うことにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進めていきます。

基本施策1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進

同和問題（部落差別）やインターネットを通じた犯罪など、さまざまな人権問題の解決をめざし、広報紙やホームページを通じた啓発、講座等の開催、情報提供に取り組むなど、人権を尊重する意識の醸成を図ります。

男女が平等な地位を保ちともに多様な選択ができる男女共同参画社会の実現をめざし、ジェンダー問題やLGBT*に関する問題について、広報紙やホームページによる啓発、講座等の開催、情報提供に取り組むなど、男女共同参画意識の醸成を図ります。

施策の方向性

- ①人権を尊重する意識の醸成
- ②男女共同参画意識の醸成

基本施策2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を担う人材を育むことをめざし、子どもの自己肯定、自己実現、他人への思いやりなど豊かな人間性を育成する男女平等教育を推進します。

子どもに対し適切な男女平等教育を行うため、保護者や教職員等の子どもに接する者に対し男女平等教育についての情報提供や学習機会の提供に取り組むなど、男女平等教育を推進します。

施策の方向性

- ①子どもに対する男女平等教育の推進
- ②保護者、教職員等に対する男女平等教育の推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇が確保されることが必要です。女性活躍推進法や働き方改革関連法などの法制度が整備され、働く場における女性の活躍が一層重要となるとともに、男女ともに働きやすい社会の実現にむけた環境づくりが推進されています。

本市では、女性の再就職支援のための情報提供や働きやすい環境づくりに向けた情報収集に取り組むとともに、育児・介護サービスや男性の家事・育児への参画に関する講座を通じた女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできました。

本市の女性の労働力率や管理的職業従事者割合は、国が女性活躍の状況をはかる目安として定めている数値を上回っており、女性活躍は進みつつあると言えます。また、市民意識調査においても、女性が出産、育児といったライフイベントによって離職することなく働き続ける継続型就労への支持が高まっていることが分かります。しかし一方で、育児・介護をはじめとした家庭における役割は依然として妻に負担がかかっている傾向がみられ、女性の職業生活に関しては課題が残ります。また、ワーク・ライフ・バランスに関しては、男女ともに仕事、家庭生活、地域活動・個人の活動の優先順位について希望と現実に差がみられることが課題です。さらに、令和元年度末より拡大した新型コロナウイルス感染症の影響下においては、テレワーク[※]等をはじめとする生活様式の変化により、家庭内での役割分担はより一層重要なものとなってきています。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられる環境づくりを進めるとともに、男女ともに仕事と生活の両面においてその能力を十分に発揮できるよう環境整備を推進します。

基本施策1 雇用機会と待遇の均等確保

就業の分野において、女性をはじめとする誰もが適切な待遇のもと能力を十分に発揮して活躍できるよう、通信教育や資格取得などスキルアップに関する情報提供を行うなど、人材育成に努めます。また、出産・育児等により離職した女性や再就職を望む高齢者などの働きたい人が働きたいときに自分らしく働けるよう、相談窓口や情報提供の充実に努めるなど、再就職の支援を行います。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント*といった働く場におけるさまざまなハラスメントの解決をめざし、女性が働きやすい職場環境づくりに向けた情報提供や相談体制の整備を行うことにより、働きやすい職場環境の整備に努めます。

施策の方向性

- ①人材育成・再就職の支援
- ②働きやすい職場環境の整備

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

幼い子どもや高齢な親をもつ人が仕事と育児・介護を両立できる社会環境の実現をめざし、延長保育や放課後子ども教室、放課後児童クラブの充実、介護保険制度に関する相談窓口の充実に努めるなど、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できる社会環境の実現をめざし、長時間労働や時間外労働の抑制、テレワーク等をはじめとする多様な働き方・効率的な働き方の普及を図るとともに、男性の家事・育児への参画を促す講座を開催するなど、男女がともに家庭生活に関わる環境の整備に努めます。

施策の方向性

- ①子育て支援・介護サービスの充実
- ②男女がともに家庭生活に関わる環境の整備

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮して主体的に参画していくことが求められています。また、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。人口減少や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化などから地域コミュニティの一層の弱体化が危惧される中、地域活動において、女性や若者、高齢者など、誰もが参加しやすい環境をつくるとともに、地域コミュニティの強化や再構築をしていくことが重要です。また、令和2年5月に内閣府より「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が公表されるなど、近年は防災面においても男女共同参画の推進が求められています。

本市では、審議会や管理職への女性の登用促進を図るために、庁内各課や市職員に対し働きかけを行うとともに、市民・団体に対する情報提供等を通して地域・社会活動への参画促進を図ってきました。また、健(検)診や相談窓口、学習活動の充実に取り組み、高齢者だけでなく、思春期の男女や妊娠期の女性の心身の健康の保持増進に努めてきました。

意識調査によると、政治の場、社会通念・慣習・しきたり、社会全体において、男女平等観が低い状況が続いています。

社会全体として安心して暮らしを実現するためには、行政、地域社会、個人の各場面において取組を進める必要があります。地域社会に多様な視点や考え方を取り入れるという観点から、行政の分野などの方針決定過程における男女共同参画を推進します。また、日々の健康や災害時の安心して暮らしを確保するために、一人ひとりの健康づくりや地域活動等によるコミュニティづくりを推進していきます。

基本施策1 地域活動における男女共同参画の推進

相互に助け合う地域社会の実現をめざし、ボランティア活動等の市民活動について情報提供や活動支援に取り組むなど、市民の地域活動への参画促進に努めます。

行政の分野において多様な視点から安心できるまちづくりを行うため、審議会等市の附属機関における女性委員の登用や管理職などへの女性の登用を進めるなど、政策・方針決定過程における女性の参画促進に努めるほか、市各課へのヒアリングや市職員に対する研修により、庁内における男女共同参画の推進および市職員の男女共同参画意識の向上を図ります。

災害発生時において男女双方の視点に立った災害対応をするため、防災活動において特に女性の視点が反映されるよう女性の参画を促進するなど、男女共同参画の視点からの災害対応の推進に努めます。

施策の方向性

- ①地域活動への参画促進
- ②政策・方針決定過程における女性の参画促進
- ③男女共同参画の視点からの災害対応の推進

基本施策2 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり

すべての人が生涯を通じて健康に過ごせるよう、学校や保健センター等において健(検)診を実施するとともに、年代に合わせた健康相談が受けられるよう相談窓口の充実に努めるなど、生涯を通じたところとからだの健康の保持増進を図ります。

女性が心身ともに健康的に妊娠・出産に臨めるよう、妊婦健診の充実や女性が相談しやすい体制の整備に努めるなど、妊娠期の支援を行います。また、育児において女性が孤独を感じることをないよう、子育て期の支援を行います。

さまざまな年代の人が生きがいを持った暮らしを実現するために、スポーツ教室や健康講座、老人クラブ等についての情報提供や活動支援を行うなど、生涯学習等の活動促進を図ります。

施策の方向性

- ①生涯を通じたところとからだの健康の保持増進
- ②妊娠期から子育て期までの支援
- ③生涯学習等の活動促進

基本施策3 すべての人が安心して暮らすための環境整備

高齢者や障がいのある人などすべての人が安心して暮らせるよう、公共空間のバリアフリー^{*}化や安心・安全な公園環境や歩行空間の整備を推進するなど、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

ひとり親世帯や障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人、LGBTを理由とする差別を受ける人等、さまざまな困難を抱える人の安心した暮らしを実現するため、それぞれの状況に応じた支援を行いその自立の促進をめざし、相談体制や支援の充実に努めます。

施策の方向性

- ①すべての人が安心して暮らせるまちづくり
- ②さまざまな困難を抱える人への支援の充実

男女間における暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。男女がお互いを尊重し合い対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

本市では、前計画である「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」の基本目標の一つとして津島市DV基本計画を定め、相談・支援体制の充実などの被害者支援を進めるとともに、広報紙、講座等による啓発や、警察や関係機関との連携強化による暴力根絶に向けて施策を推進してきました。

統計調査によると、近年のDV相談件数は本市においては減少しているものの、全国的には増加しており、暴力が顕在化していない可能性も考えられます。また、近年はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

暴力の早期解決のために、暴力の種類や被害者への支援に関して情報提供を行うとともに、相談窓口の充実を図り、情報を手に入れやすく相談しやすい環境づくりを進めます。

基本施策1 男女間における暴力の根絶

暴力のない社会の実現をめざし、関係機関と相互に連携した防犯活動、意識の啓発、法律等の周知活動を推進するなど、暴力の根絶に向けた基盤づくりを行います。

DV・デートDV※やストーカー※、ハラスメント、JKビジネス※など、多様化する男女間のさまざまな暴力の相談に対応できるよう、相談を受ける職員への研修や相談・支援体制の充実を図るなど、被害者への適切な支援に努めます。

施策の方向性

- ①暴力の根絶に向けた基盤づくり
- ②被害者への適切な支援の実施

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

庁内における計画の推進にあたっては、市職員一人ひとりに計画への理解を求めるとともに、「津島市人権施策推進本部」及びその下部に「幹事会」を組織し、総合的、効果的に全庁的に推進します。

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局と連携し、施策の推進に努めます。DV基本計画に関わる部分に関しては、DV等対応連携会議を活用して、被害者支援や情報共有を図ります。

(2) 市民、行政、事業所の連携

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、行政、事業所の役割を明確にし、連携して計画を推進します。また、市民、団体、事業所等から構成される「津島市男女共同参画プラン推進協議会」を設置し、施策の進捗状況の点検・評価を行い、実効性の高い計画の実現に努めます。

2 数値目標

計画を着実に推進するため数値目標を設定し、5年ごとに進捗管理を行います。

基本目標	項目	実績値	目標値	
		R2 年度	R7 年度	R12 年度
I 一人ひとりがお互いを認め合おう	社会全体で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査）	13.6%	22%	30%
	夫婦が協力して同じ程度、育児、子どもの世話をしている割合を増やす（市民意識調査）*	37.6%	43%	50%
II 誰もが活躍できる働く場をしよう	職場で男女の地位は「平等」になっていると思う割合を増やす（市民意識調査）	13.9%	15%	20%
	幼保連携型認定こども園数を増やす*	10 園	12 園	15 園
	市男性職員の育児休業取得率を増やす*	5.3%	10%	13%
III 安心して暮らせる社会をつくろう	女性のいない審議会等の数をなくす	4	0	0
	審議会等における女性委員の割合を増やす	37.5%	40%	40%
	地域で男女が平等になっていると思う割合を増やす（市民意識調査）	40.5%	45%	50%
	津島市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の割合を増やす	39.6%	49%	54%
IV 男女間のあらゆる暴力を根絶しよう	DV防止法には被害者を発見した時は通報する義務があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査）	33.2%	37%	40%
	DVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合を増やす（市民意識調査）	56.7%	60%	65%

*本計画からの新しい指標

資料編

目次

1	男女共同参画の経緯	34
2	関係法令	38
	（1）男女共同参画社会基本法	38
	（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	44
	（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	57
3	計画の策定体制	69
	（1）津島市人権施策推進本部設置要綱	69
	（2）津島市男女共同参画プラン推進協議会設置要綱	72
4	用語集	74
5	市民意見募集結果	77

1 男女共同参画の経緯

	世界の動き	国内の動き	愛知県の動き	津島市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部会議開催 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法」改正・施行(離婚後の氏の選択) 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成 	
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」第1回報告書発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県地方計画・推進計画'78～'80」に婦人の項目を設ける 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 			<ul style="list-style-type: none"> 「津島市第1次総合計画」策定
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和ー中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 			
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 「民法」一部改正施行 「国内行動計画後期重点目標」策定 		
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける 	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキュープ地域会議(東京) 			
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」及び「戸籍法」の改正施行 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准 		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金法」の一部改正施行 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定婦人問題企画推進本部参与拡充 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必須等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける 「あいち女性プラン」策定 	

	世界の動き	国内の動き	愛知県の動き	津島市の動き
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会 拡大会期	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略の実施に関する 第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」 採択		
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けて の新国内行動計画（第 一次改定）」策定 ・「育児休業法」の公布 (施行1992)	・「女性総合センター基 本計画」策定	・「津島市第2次総合計 画」策定
1993年 (平成5年)	・国連第48回総会「女性に 対する暴力の撤廃に関 する宣言」採択			
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する 第2回アジア・太平洋大 臣会議（ジャカルタ） ・「ジャカルタ宣言及び行 動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設 置（政令） ・男女共同参画推進本部 設置	・「あいち農山漁村女性 プラン」策定	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議一 平等、開発、平和のため の行動（北京） ・「北京宣言」及び「行動 綱領」採択	・「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法 制化)		
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携 会議発足 ・「男女共同参画2000年 プラン」策定		
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設 置（法律） ・「男女雇用機会均等法」 の改正 ・「介護保険法」公布	・「あいち男女共同参画 2000年プラン」策定	
1998年 (平成10年)			・「愛知2010計画」策定 (分野別計画に男女 共同参画を位置づけ)	
1999年 (平成11年)	・エスキャップハイレベ ル政府間会議（バンコ ク）	・「男女共同参画社会基 本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施 行	・「男女共同参画社会づ くりシンポジウム」開 催（総理府共催）	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000 年会議」開催	・「男女共同参画基本計 画」策定（12月）		・津島市人権施策推進本 部設置
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 と男女共同参画局設 置 ・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週 間 ・閣議決定「仕事と子育 ての両立支援策の方 針について」	・「あいち男女共同参画 プラン21～個性が輝 く社会をめざして～」 策定	・「津島市第3次総合計 画」策定
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性 支援に関する懇談会 設置	・愛知県男女共同参画推 進条例施行	・「津島市男女共同参画 プラン」策定
2003年 (平成15年)	・日本の女子差別撤廃条 約実施状況第4回5回 報告の審議	・男女共同参画推進本部 決定「女性のチャレン ジ支援策の推進につ いて」		・津島市男女共同参画プ ラン推進協議会設置

	世界の動き	国内の動き	愛知県の動き	津島市の動き
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「津島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)「東京閣僚共同コミニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 津島市男女共同参画推進プラン推進協議会から重点的に取り組むべき事項と施策の提案
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「津島市男女共同参画プラン(見直し版)」策定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参加加速プログラム」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次計画)」策定 	
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議 			<ul style="list-style-type: none"> 「津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回女性の地位委員会「北京+15」 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」決定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」活動開始 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次津島市総合計画」策定 「津島市男女共同参画プラン」策定
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 		
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次計画)」策定 	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち女性の活躍促進行動宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」) 国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs含む)」採択。 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布・施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 		

	世界の動き	国内の動き	愛知県の動き	津島市の動き
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正 ・「男女共同参画社会に関する世論調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン2020」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」策定 ・「津島市男女共同参画プラン（改訂版）」策定 ・「津島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正 ・「SDGsアクションプラン2018」策定 		
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」公布 ・「人づくり革命基本構想」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV基本計画）（4次）」策定 	
2019年 (平成31年・令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正 ・「男女共同参画社会に関する世論調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画意識に関する調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施

2 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法

(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又

は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住

居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を

求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必

要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定令和五年四月一日

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を

自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即し

て、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項

において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。
この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標について

は、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まっ

て、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以

下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する

日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 計画の策定体制

(1) 津島市人権施策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、津島市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育・啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部には本部員を置き、別表1に掲げる構成員をもって充てる。

- (1) 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。
- (2) 本部に副本部長を置き、副市長をもって充てる。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 市長が不在のときは、本部長に副市長をもって充て、副市長が不在のときは、副本部長に津島市部設置条例（昭和63年津島市条例第18号）第1条に規定する室又は部の長をもって充て、その順序は、同条に規定する室又は部の順序とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係課長に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

津島市人権施策推進本部員

本 部 員
市 長
副 市 長
教 育 長
市 長 公 室 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健 康 福 祉 部 長
建 設 産 業 部 長
会 計 管 理 者
市 民 病 院 事 務 局 長
上 下 水 道 部 長
消 防 長
教 育 委 員 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長

別表2 (第5条関係)

津島市人権施策推進本部幹事会員

幹 事	
市 長 公 室	企 画 政 策 課 長
	人 事 秘 書 課 長
	危 機 管 理 課 長
	シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 課 長
総 務 部	総 務 課 長
	財 政 課 長
市 民 生 活 部	市 民 協 働 課 長
	市 民 課 長
健 康 福 祉 部	福 祉 課 長
	高 齢 介 護 課 長
	子 育 て 支 援 課 長
	健 康 推 進 課 長
建 設 産 業 部	都 市 計 画 課 長
	都 市 整 備 課 長
	産 業 振 興 課 長
市 民 病 院	管 理 課 長
上 下 水 道 部	管 理 課 長
消 防 本 部	予 防 課 長
教 育 委 員 会	学 校 教 育 課 長
	社 会 教 育 課 長
市 議 会 事 務 局	議 事 課 長

(2) 津島市男女共同参画プラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津島市男女共同参画プランにおける男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、津島市男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 津島市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 津島市男女共同参画プランの進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策に必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市内の団体及び機関の代表者
- (2) 市内の企業及び事業所の代表者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に委員である者の任期については、改正後の第3条3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 用語集

本文中*がついている用語の内容説明です。

か行

合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に産む子どもの数のことで、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で算出します。

さ行

ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついで生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

ストーカー 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して行うつきまとい等を繰り返して行うことをいいます。こうした行為は、ストーカー規制法により規制されています。

性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることができることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

た行

男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男性中心型労働慣行 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行をいいます。

デートDV DVのうち、婚姻関係にない交際関係における暴力のことをいいます。

テレワーク	I C T (情報通信技術) を活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方のことです。働く場所によって、自宅利用型テレワーク (在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク (サテライトオフィス勤務など) の3つに分けられます。
同和問題	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。部落差別ともいいます。
は行	
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) することをいいます。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方です。
パワー・ハラスメント	職場等において、優越的な関係に基づき業務の適正な範囲を超えて行われる、身体的もしくは精神的な苦痛を与える行為のことをいいます。
ポジティブアクション	積極的改善措置ともいいます。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いのことをいいます。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとともに、働く女性を悩ませる3大ハラスメントのひとつです。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをさします。
英字	
DV (ディーブイ)	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略称。配偶者 (事実婚、別居を含む) やパートナーなど親密な関係にある (あった) 人から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には、身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などの種類があり、子どもにも暴力を見せることも含まれます。親しい間柄であっても、刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為は犯罪です。

J Kビジネス (ジェーケービジネス)	女子高校生によるサービスを売りにしたビジネスの総称。女子高校生が児童買春などの犯罪に巻き込まれるケースが相次ぎ、問題視されています。
L G B T (エル ジービーティー)	性的少数者またはセクシュアルマイノリティともいいます。レズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(こころとからだの性が一致しない人)の頭文字をとった言葉です。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
S N S (エスエヌ エス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。

5 市民意見募集結果

「男女共同参画プラン2030」の策定にあたり、「男女共同参画プラン2030（案）」に対する意見を下記の通り募集しました。

(1) 募集期間

令和2年12月3日（木）から令和2年12月17日（木）まで

(2) 募集周知

市のホームページ、市政のひろば（11月号）に掲載

(3) 募集方法

郵送、FAX、電子メール、投函箱（市役所、神守支所、神島田連絡所）

(4) 募集結果

0件

津島市男女共同参画プラン 2030

令和3年3月

発行 津島市

編集 津島市市民生活部人権推進課

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

TEL (0567) 55-9364

